

なるほど!

なっとく!

# TPPつぼの壺



ナナ

10月中下旬に、TPP首席交渉官会合と閣僚会合が豪州で開催される見通しと報道されており、交渉は大きなヤマ場を迎えることになるかもしれません。

日米が重要なプレーヤーであるTPP交渉では、日米の二国間協議が交渉の行方を左右すると言われていて、他の参加国もその動向に注目しています。



博士

ナナちゃんの言う通り、交渉の行方を占うには、日米二国間協議が鍵となりそうじゃ。第1号では、これまでの日米二国間協議の経過を振り返るとともに、現在の交渉状況について解説するぞい。まずは表で日米二国間協議の歴史を中心におさらいしよう。

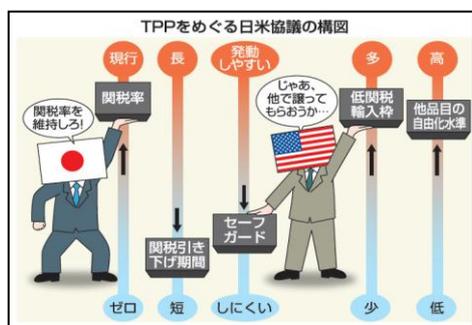
## 【日米二国間協議等に関するこれまでの経過】

2011	11月	・野田総理が「交渉参加に向けて関係国との協議に入る」と表明。
2012	4月	・日米首脳会談。オバマ大統領が、自動車、保険、牛肉（BSE規制）の3分野に関心を表明。
	5月	・日本郵政齊藤社長、今後成長が予想される「がん保険」など新規事業を凍結する意向を表明。
	12月	・衆院総選挙。「聖域なき関税撤廃を前提とする限り交渉参加に反対」「自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない」、「食の安全安心の基準を守る」など、TPPに関する6項目の公約を掲げた自民党が勝利し、政権交代。
2013	1月	・厚生労働省がBSE規制緩和（輸入を認める月齢：20カ月齢以下から30カ月齢以下へ、国内の検査対象月齢：20カ月齢超から30カ月齢超へ緩和等）を正式決定。
	2月	・日米首脳会談。安倍総理が「聖域なき関税撤廃でないことが明確になった」との認識を表明
	3月	・自民党が「TPP対策に関する決議」を採択し、安倍総理に提出。 ・安倍総理がTPP交渉への参加を表明。
	4月	・麻生財務大臣が、（保険会社との）適正な競争関係が確立されない限り、かんぽ生命による新規商品の認可を行わないことを表明。 ・日米事前協議が合意。
	7月	・参院総選挙。「参議院選挙公約2013」に「交渉力を駆使し、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求めます」と掲げるとともに、「Jファイル2013」に衆院選と同様の上記6項目を掲げた自民党が勝利し、ねじれ解消。 ・マレーシアで開催された第18回TPP交渉会合から日本が正式に交渉に参加。
2014	4月	・日米閣僚協議（甘利TPP担当大臣・フロマン通商代表）、日米首脳会談。「TPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定した」とする日米共同声明を発表。 ・甘利大臣は、「関税率や削減期間をどうするか、セーフガードをどう設定するかなど、様々な要素の組み合わせで最終的に決着する」とし、これを「方程式合意」とした旨を説明。
	以降	全体交渉に並行して、農産物および自動車に関する日米二国間協議を現在も継続中。

# 1. 農産物に関する日米二国間協議の状況

米国は牛肉・豚肉を中心に関税撤廃を強く求めている一方、わが国は「(日本には)一定の農産品といったセンシティブリティが存在する」とした日米事前協議合意や、「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること」などとした国会決議を踏まえた交渉を行っています。

このように日米の主張が対立する中、2014年4月の日米首脳会談を前に、甘利TPP担当大臣とフロマン米国通商代表が40時間以上に渡る会談を実施し、首脳会談後の共同声明では「TPPに関する二国間の重要な課題について前進する道筋を特定」したとされました。甘利大臣は「関税率や削減期間をどうするか、セーフガード(以下SG)をどう設定するかなど、様々な要素の組み合わせで最終的に決着する」とし、これを「方程式合意」とした旨を説明しました。



※平成26年5月2日付日本農業新聞1面より転載

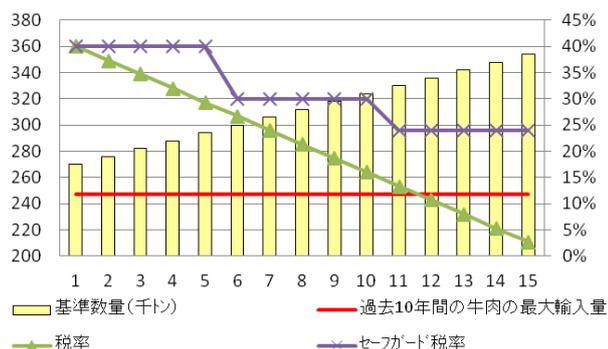
日米両国は、現在、「方程式合意」の各要素をどう組み合わせるかを交渉しているところであり、西川農林水産大臣は、9月10日、「何としてもSGを取るという気持ちで交渉している」との強い決意を述べています。

ところで、米国が考えるSGの水準については、2012年に発効した米韓FTAが参考になります。米国産牛肉の扱いを例にとると、段階的に関税が撤廃されていく中で、SGは設けられているものの、その発動水準は2000年以降最も輸入量の多かった2003年をも大きく上回り、かつ年々上がっていく仕組みになっており、効果は限定的と考えられます。これは、日豪EPAにおける牛肉のSGと比較し、極めて厳しい条件になっています。そういった観点から、SGを含めた「方程式合意」の内容が重要品目への配慮という観点から意味のあるものになるのか、十分注視していく必要があります。

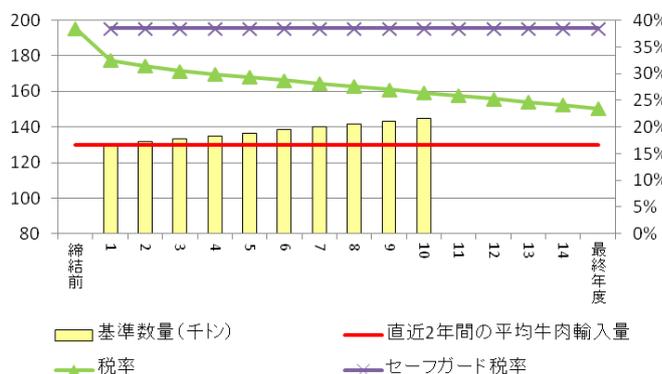
韓国の米国からの牛肉輸入量の推移 (2001~2010、単位: トン)

2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
149,772	238,001	246,595	672	2,106	233	25,166	57,267	55,535	112,759

米韓FTAにおける牛肉のSG (発動基準数量と税率)



日豪EPAにおける冷蔵牛肉のSG (発動基準数量と税率)



## 2. 自動車に関する米国との並行交渉の状況

米国の自動車業界団体は、日本車に対する関税撤廃を最大限先延ばしすることを要求するとともに、米国産自動車に対する日本の非関税障壁について厳しい批判を展開しています。米国政府は、これら業界団体や議会の意向を背景に、わが国との交渉を行っていると考えられます。

### 【USTR パブリックコメントへの米国自動車政策協議会 (AAPC) \*の意見 (2013 年 6 月)】

- ・ 日本からの自動車輸入関税は 25～30 年以上の十分な期間をかけて撤廃
- ・ 日本が円安操作を行わないようにする強力で強制力のある為替条項の導入
- ・ 日本が外国製自動車の輸入を締め出し、先進国でもっとも閉鎖的な市場を保つために用いている全ての現行の非関税障壁 (NTB) の撤廃 など

\* 米国 3 大自動車メーカー (フォード、ゼネラルモーターズ、クライスラー) で構成。

2013 年 4 月の日米事前協議では、自動車に関する特別 SG や、日本の安全基準などについて TPP 交渉と並行して協議を行うことが決定されたほか、米国における自動車関税の撤廃期間の長大化についても合意されました。

### 【日米事前協議 自動車分野の主な合意内容 (抜粋)】

- 自動車分野の貿易に関し次の2点を決定・確認。

#### 【1】 TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行うことを決定。

対象分野： 特別自動車セーフガード、透明性、基準、輸入自動車特別取扱制度、環境対応車／新技術搭載車、財政上のインセンティブ、流通、等

- 【2】 米国の自動車関税が TPP 交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限後ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓 FTA における米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認。

2010 年に締結された米韓 FTA において、米国はこれらと類似の項目について自国に有利な合意を獲得しており、わが国との二国間協議においても、同水準またはそれ以上の内容を得ようとしていることも十分考えられます。

### 【米韓 F T A 自動車分野の合意内容 (抜粋)】

#### ● 自動車特別 SG

- ・ 一般SGとは異なり、特別SGは関税を撤廃した後も 10 年間発動可能となっているほか、特別SG発動後2年間は、それに対する対抗措置がとれない。(例: 米国への韓国自動車の輸入が急増し、米国が特別 SG を発動した場合、韓国はそれに対する対抗措置が 2 年間とれない)

#### ● 安全基準

- ・ メーカーごとに年間2万5千台までは、米国の安全基準を満たした自動車について、韓国基準を満たしたものとして韓国への輸入が可能に。

#### ● 韓国の自動車税および排気量に応じた特別消費税の変更

日米間では現在、自動車にかかる特別 SG の「損害の検証」「適用期間」「その結果としての補償のあり方」などについて詰めの議論が行われている模様です。

### 3. 日米二国間交渉に関する今後の見通し

TPP 交渉については、オバマ大統領が 11 月に一定の成果を得たいとの意欲を示すなかで、10 月中下旬に豪州で首席交渉官会合および閣僚会合が開催されると報道されています。

甘利 TPP 担当大臣は、9 月 7 日付日本農業新聞で「オバマ大統領が 11 月大筋合意をぶち上げ、それに向かって交渉が動いている」、「9 月下旬から 10 月上中旬までに二つのイベント（日米の閣僚協議と 12 カ国での閣僚会合）を入れていかなければならない」などと述べており、19 日の閣議後会見で 23～24 日にワシントン DC で閣僚協議を行うことを正式に発表しました。

一方、オバマ政権は TPA（貿易促進権限）<sup>1</sup>を獲得しておらず、11 月 4 日の中間選挙を控え、妥協・譲歩する余地はほとんど残されていないのが実情です。

#### 【今後の主な TPP 交渉関連日程】

日程	国際会議等
9 月 23～24 日	日米閣僚協議（米国・ワシントン DC）
10 月中下旬（報道）	TPP 首席交渉官会合（豪州）、TPP 閣僚会合（豪州）
11 月 4 日	米国・中間選挙
11 月 10、11 日	APEC 首脳会議（中国・北京）
11 月 15～16 日	G20 首脳会合（豪州・ブリスベン）

中間選挙では、下院における共和党の過半数確保は確実で、上院においても、共和党が僅差で過半数を制するとの見方が強まっています。共和党は、オバマ大統領やフロマン代表に対し、「TPP 交渉の合意前に TPA の制定を求める」、「高水準の市場開放に応じない日本やカナダを交渉から外すべき」などの書簡を 7 月に相次いで送付し、政権へ圧力を強めています。

豪州のロブ貿易・投資大臣および NZ のグローサー貿易大臣は、中間選挙の影響や TPA の欠如等を理由に、ともに年内合意は困難との見方を示しています。とりわけ TPA の欠如により、仮に合意に至っても米国議会から再交渉を求められる可能性が極めて高く、例えばベトナムが直近の首席交渉官会合で国有企業に関する膨大な例外リストを提示したと報じられるなど、各国は交渉のカードを切る状況にあります。

わが国においても、期限を設けず、国会決議の実現に向け、粘り強く TPP 交渉および日米二国間協議を続けるべきです。



各国が年内妥結にこだわらない姿勢を見せる中、日本だけが急いでいる印象を受けるわ。



二国間協議の合意と年内合意を急ぐあまり、国会決議が実現できなくなっては元も子もないからの。決議遵守を前提に、粘り強く頑張してほしいものじゃ。

<sup>1</sup>米国では、通商に関する権限（外国との商取引の規制や関税等の設置・徴収等の権利）は、憲法によって議会に与えられている。したがって、行政府が諸外国と条約や協定の交渉を行い、締結に至ったとしても、議会は締結した内容を修正することができる。このため、貿易促進権限（TPA）という枠組みを使い、一定の条件の下に行政府に権限の一部を移譲し、締結した内容について、議会に対して修正を伴わない採決を一定期間内に行うよう求めることが許されている。